

◎揮発油等の品質の確保等に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二〇年五月三〇日法律第四八号)

一、提案理由

(平成二〇年四月一八日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣

……………(略)……………

続きまして、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

揮発油、軽油、灯油といった国民生活との関連が深い燃料については、消費者保護等の観点から、揮発油等品質確保法に基づき、適正な品質規格を定め、生産業者等に対し、販売または消費しようとする揮発油等が規格に適合していることの確認を義務づけるなどにより、国民の安全、安心の確保を図ってきたところであります。

近年、地球温暖化の防止に向けて、二酸化炭素の排出抑制に

寄与すると考えられるバイオ燃料の導入促進が重要な課題となっており、各地において石油製品にバイオ燃料を混和する取り組みが進められようとしております。しかしながら、それらが不適切に行われた場合、かえって大気環境を悪化させるおそれがあるほか、自動車の部材に悪影響を及ぼし、ひいては火災事故を引き起こすおそれもあります。

このため、引き続き、燃料に係る国民の安全、安心を確保し、バイオ燃料の利用拡大の基盤を確立すべく、揮発油等の石油製品にバイオ燃料を混和する場合についても、揮発油等品質確保法による規制の対象とするための措置を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、揮発油や軽油にバイオ燃料を混和する事業者に対し、適切な混和を行い得る設備の有無や違反歴の有無等を要件とした登録を義務づけることとしております。

第二に、こうした事業者に対し、生産した揮発油や軽油を販売または消費しようとするときに、その品質が規格に適合していることを確認する義務を課すこととしております。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二〇年四月二五日)

○東順治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、二酸化炭素の排出抑制に向けての取り組みの一つとして、自動車用燃料へのバイオ燃料の導入が進められているのを受け、その品質を確保するため、ガソリンまたは軽油にバイオ燃料を混合する事業者に対し、登録制度を創設するとともに、生産したガソリンまたは軽油の品質確認義務を課すものであります。

両案は、四月十八日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人からの意見を聴取するなど慎重な審査を行い、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月二五日)

政府は、国民生活に深い関わりを持つ自動車用燃料へのバイオ燃料導入を受け、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定加工業者の登録制度の実施に当たっては、事前の審査を厳格に行うとともに、登録後の業務の状況についても継続して確認を行うよう努めること。また、販売されている揮発油等の品質確認についても、十分な検査が実施されるよう検査方法や体制の整備に努めること。

二 石油価格高騰の下、激しい価格競争にさらされるなど厳しい経営環境にある中で、石油販売業者が不正な混合を行ったガソリン・軽油を販売することのないよう、監視体制を強化するとともに、石油販売業者の経営基盤強化や経営革新支援のための施策を推進すること。

三 バイオ燃料導入に当たっては、最近の世界的な食料価格の高騰を踏まえ、燃料と食料の競合問題を引き起こすことのないよう十分に配慮するとともに、二酸化炭素削減効果や水資源問題等を総合的に検討しながら普及のための条件整備に努めること。また、「菜の花プロジェクト」等のバイオディーゼル燃料にかかる「地産地消」の取り組みについては、その支援体制の充実に努めること。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律

三、参議院経済産業委員長報告(平成二〇年五月三日)

○山根隆治君 たいいま議題となりました兩法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油や軽油の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品に一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油等を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、地球温暖化問題に対する認識、革新的省エネ技術開発の必要性、バイオ燃料導入の意義及び課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、兩法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、兩法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年五月三日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定加工業者の登録制度の実施に当たっては、消費者の安全・安心を確保し、自動車事故や大気汚染の原因となるような揮発油等が販売・消費されることのないよう、特定加工に供される設備及び事業の実施体制が適切であることについて登録申請時に厳格に審査するとともに、登録後においても事業の実施状況について引き続き確認を行うよう努めること。
このため、試買分析や立入検査等、法の実効性を担保するための取組を強化すること。

二 激しい価格競争にさらされるなど厳しい経営環境にある中で、不正に混和が行われた揮発油等が販売されることのないよう監視体制を強化するとともに、揮発油等の販売業者の経営基盤強化や経営革新支援のための施策の推進及び適切な指導を行うこと。

三 バイオ燃料の導入に当たっては、生産・製造から消費までのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出削減効果を十分に評価した上で、供給安定性を確保することが重要であることにかんがみ、各地で行われている自主的な地産地消の取組を

支援する等、国産バイオ燃料の生産拡大のための一層の支援策を拡充すること。

また、世界的な食糧価格の高騰を踏まえ、燃料と食糧の競合問題を引き起こすことなくバイオ燃料を安定的に供給できるように、技術開発等の一層の推進に努めること。

右決議する。